

各委員提出資料

資料3-1	西川委員提出資料	P. 1
資料3-2	青木委員提出資料	P. 6
資料3-3	星野委員提出資料	P. 16
資料3-4	永田委員提出資料	P. 18
資料3-5	上山委員提出資料	P. 19
資料3-6	花俣委員提出資料	P. 26
資料3-7	手嶋委員提出資料	P. 33

現行計画と取組みに対する考え

司法書士 西川 浩之

1 「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」に関して

診断書の様式の改定、本人情報シートの導入、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの策定、後見人等への意思決定支援研修の実施、適切な後見人等の選任の在り方についての考え方の整理等については、最高裁判所及び厚生労働省が関係機関と調整をしながら議論を整理し、相応の成果を挙げたと思う。後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境の整備については、中核機関の機能の整備が進んでいくことによって徐々に進捗することが期待される。

診断書の様式の改定や本人情報シートの導入のほか、申立書式が統一されたことも、申立ての実務には好影響を与えている。

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの策定と、これを受けての後見人等への意思決定支援研修の実施は、意思決定支援を重視した運用の改善の第一歩であって、今後は意思決定支援の考え方やガイドラインを実務に定着させる道筋をどうつけるかが課題になると思われる。これができれば、適切な後見人等の選任、さらには交代についての環境整備の方向性が、もう少し明確になるのではないかと考える。

後見人等の報酬の在り方に関する議論については、最高裁判所が専門職団体と協議をし、当事者に近い団体へのヒアリングも実施して、大きな方向性までは示せたかもしれないが、それ以上の具体的な形までは示すことができていない。家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる（後見人等の報酬は被後見人等の財産の中から支払われる）という現行法の規律と、成年後見制度利用支援事業等の現在の報酬助成制度のみを前提とした議論しかできなかったことが、その原因だと考える。後見人等の報酬の在り方について実質的な議論を進めるためには、持続可能な報酬助成の仕組みの在り方について、一步進めた議論をする必要があると考える。

2 「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」に関して

多くの自治体において、成年後見支援センター等の機能を備え、少なくとも広報機能・相談機能を担えるところまでは、おおむね進捗していると思う。ここまでは、既にある介護、福祉等のネットワークを活用し、自治体の内部における調整でなんとかできるからだと思う。

これに対して、成年後見制度利用促進（市民後見、法人後見等の担い手の育成、首長申立て、受任調整等）機能・後見人支援機能を整備するためには、介護、福

社等の既存のネットワークに司法のネットワークを重ねる必要があるところ、この作業は思ったようには進捗していないように感じられる。専門職（団体）の側にも反省すべき点があるが、そもそも、後見人等の選任の在り方、さらにはその前提としての家庭裁判所又は中核機関による監督ないし支援の在り方についての考え方が十分に整理されておらず、また、認識の共有に至っていないことも、原因の一つだったのではないかと感じられた。

さらに言えば、現行計画の進捗を振り返ってみると、行政なり裁判所なりが単独で（あるいは中心になって）進めた手続は、相応の進捗が見られるところ、中核機関と家庭裁判所の連携や調整のような部分は、まだまだお互いに遠慮があり、「胸襟を開いて本音の議論をする」というレベルでの議論、協議、調整等ができていないという印象を持つ（上記1でも指摘したとおり、報酬付与の審判をするのは裁判所であっても、その財源となる本人の財産は個別の事案ごとに大きく異なり、それを調整する役割を期待されている報酬助成制度は、裁判所の所管ではないことから、報酬付与の在り方をめぐる議論が隘路に陥ってしまっているのが、その良い例である）。

特に家庭裁判所は、本庁レベルでは、随分積極的に行政・中核機関に働きかけをしていただいていると思うが、全国の市町村の多くは、家庭裁判所の支部・出張所の管轄区域にあり、市町村やその中核機関としては、地元の家庭裁判所（支部・出張所）との間で相互の実情を理解した上での協議ができなければ、地域の実情に応じた受任調整等の利用促進機能、さらには後見人支援機能の整備を進めることは難しいように思われる（最終的に、後見人の選任・解任の権限は、家庭裁判所にあるのだから、家庭裁判所の考え方や問題意識を共有できなければ、中核機関による受任調整も後見人支援も難しい）。例えば、なぜ、市民後見人の選任が遅々として進まないのかについて、裁判所の問題意識を踏まえることなく、行政や中核機関が市民後見人の選任のための環境整備についての工夫を重ねても、目に見える効果は期待しにくい。家庭裁判所が市民後見人の選任や監督に不安を感じているのであれば、その問題意識を行政・中核機関も共有しなければ、地域における市民後見人の育成の方法等についての最適解を導き出すことは難しい。家庭裁判所には、自らの不安を解消するための方策について、行政及び中核機関と腹を割って協議する場を設ける等の積極的な働きかけが求められるのではないかと。

行政や中核機関には、家庭裁判所が後見等の開始、後見人等の選任・解任等の審判をし、後見監督をするために有用な情報を適宜家庭裁判所に提供する役割が期待されているところ、特に家庭裁判所の専権事項である後見等の開始、後見人等の選任・解任等の審判に有用な情報のうち、行政や中核機関が把握している事実はもちろんのこと、行政や中核機関の見方、意見等（例えば、受任調整会議の経過に関する情報等）を、どこまで家庭裁判所と共有すべきか、どのようにし

て共有する方法が考えられるか等について、それぞれの地域において、行政・中核機関と家庭裁判所との間で、十分な意見交換ができていないように思われる。家庭裁判所の支部・出張所と行政・中核機関との率直な意見交換ができるよう、例えば、家庭裁判所の支部単位で（場合によっては複数の支部の管轄区域内の）複数の市町村・中核機関と家庭裁判所とが意見交換をする場、お互いの立場の理解の促進に資するような協議の場を設けるよう働きかける等、地域の実情に応じて積極的な提案、活動等を、専門職団体からもする必要があるだろう（このような点については、専門職団体にも、より一層の積極的な関与が求められていると認識している）。

また、行政・中核機関を含むネットワークの関係機関内においても、支援に必要な情報の共有が必ずしも円滑にできていないことが課題となっている。支援に必要な情報の共有のためのルール作りが求められていると感じている。

権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の機能の整備が進んでいない地域は、既存の介護、福祉等のネットワーク自体がもともと脆弱だったか、あるいは、専門職が著しく不足しているかの、いずれかであるところが多いように思う。後者の地域においては、専門職団体（概ね都道府県の区域ごとに置かれている）との間で緊密な連携協力体制を築くところから始める必要があり、その際には都道府県の役割が非常に重要になる。今後は、専門職団体から都道府県への働きかけをより強める必要があると考えている。

法律専門職団体には、①「法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加」、②「後見人候補者名簿を整備し、多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法律的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦」、③「親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与」、④「本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、地域の協議会等における専門的な指導、助言等の活動」等の役割が期待されているところ、特に、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能のうちの利用促進機能と後見人支援機能の段階で法律専門職団体に期待されている①④の役割について、現時点では必ずしも十分に対応できていないことを自覚しており、今後の人材育成が急務である。

3 「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」に関して

「移行型任意後見契約における不正防止」に関しては、任意後見制度に関して法務省が利用状況に関する調査を実施したことにより、基礎的なデータが得られたことは成果だったが、それ以外には大きな進捗はなかったように思う。

任意後見制度自体は、法定後見の補助レベルの段階でも利用することができるものであり、必ずしも重装備の手續を想定したものではない。しかし、現実には利用されている任意後見契約は、全体の約4分の3をいわゆる移行型の類型が占めており、登記されている（閉鎖登記を除く。）任意後見契約のうち監督人選任登記のあるものは約3パーセントとなっていることから、重装備の契約を締結したものの、実際には利用されないままとなっているケースが少なくないことが窺われる。他のデータからも、「任意後見は、契約手續自体や後見事務・監督事務の負担が重い」と認識している制度利用者が少なくないことも読み取れ、そのことが、任意後見制度は「使い勝手が良くない」「報酬負担が重い」といったマイナスの受け止め方にもつながり、潜在的に制度の利用を必要としている人たちが制度の利用を敬遠する要因になってしまっているように思われる。

また、成年後見センター・リーガルサポートが会員である司法書士を対象に最近実施したアンケート調査によれば、専門職ではない任意後見人が、必ずしも任意後見人の職責について十分な理解や知識等を有しておらず、任意後見契約の内容も十分に理解していないため、任意後見監督の事務の負担が、本来想定されているものよりも重くなってしまう例が少なくないとの意見が目立った。

任意後見制度の「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」を考える場合にも、まずは権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の広報機能・相談機能の整備・拡充を図り、任意後見制度の多様な活用方法を周知することが必要とされているのではないかと考える。そのような視点から見た場合に、任意後見契約の締結に当たって避けて通ることのできない公証人役場の存在が、現状では必ずしも権利擁護支援の地域連携ネットワークの中に適切に位置付けられていないように思われることが、気掛かりである。

公証人役場が、ネットワーク及び中核機関にとっての身近な連携先として位置付けられ、任意後見契約締結前に、中核機関、公証人役場等において任意後見制度の適切な利用に向けた周知活動、ガイダンス等が必ず行われる仕組みが各地域において整備されていけば、自ずと任意後見制度のよりよい活用方法が広がることも期待できるのではないか。

なお、任意後見制度の濫用事例とされるものの多くは、任意後見制度（契約）そのものではなく、移行型任意後見契約における任意後見契約発効前の状態における通常の任意代理による財産管理において生じていると言われていることから、任意後見制度そのものに欠陥があるわけではないとの見方もできるが、他方で、そのような濫用事例が生じているのは、適切な時機に任意後見監督人の選任の申立てがされることを確保する仕組みができていないからであるとも指摘されている。また、任意後見監督人の報酬を負担すべきことに抵抗感ないし負担感を感じる人も少なくないと言われており、しかも任意後見監督人の報酬として負担すべき金額が事前に予測しにくいことや、更に言えば、任意後見監督人の

選任は契約当事者間の自治には委ねられていないことなども、利用者にとっては制度の利用を躊躇させる大きな要因であると言われている。不正防止の観点に留意しつつも、利用を躊躇させるこれらの要因を取り除く方向への何らかの改善も同時に望まれていることも事実であろう。

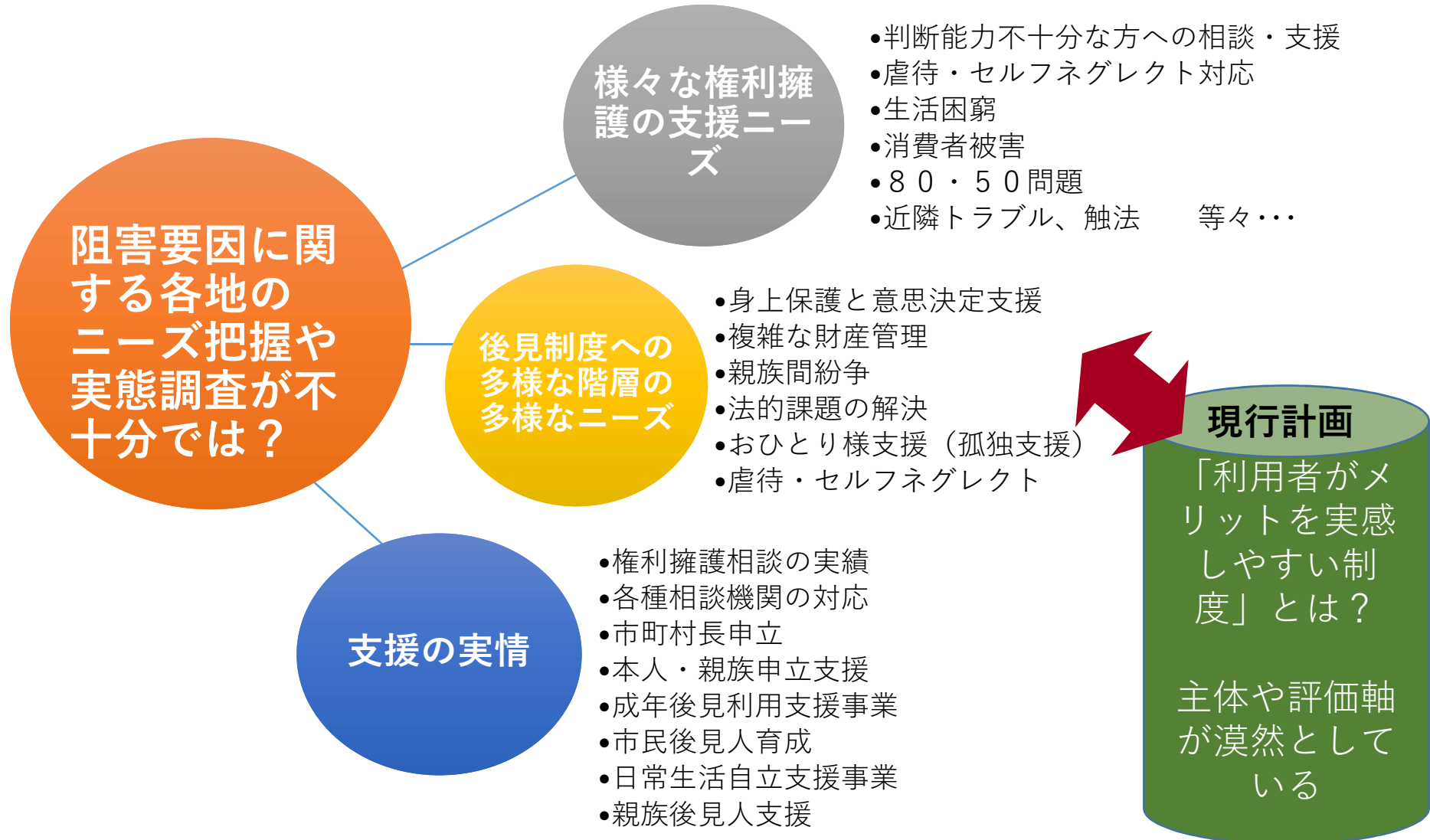
現行法の下では、運用の改善にも限界があるように思われるため、今後は、制度の在り方そのものの見直しも含め、広く、そして柔軟に、不正防止と利用しやすさとの調和を図る方策を検討する必要があると考える。

第7回成年後見制度利用促進専門家会議 提出意見
「現行と計画取組に関する考え」

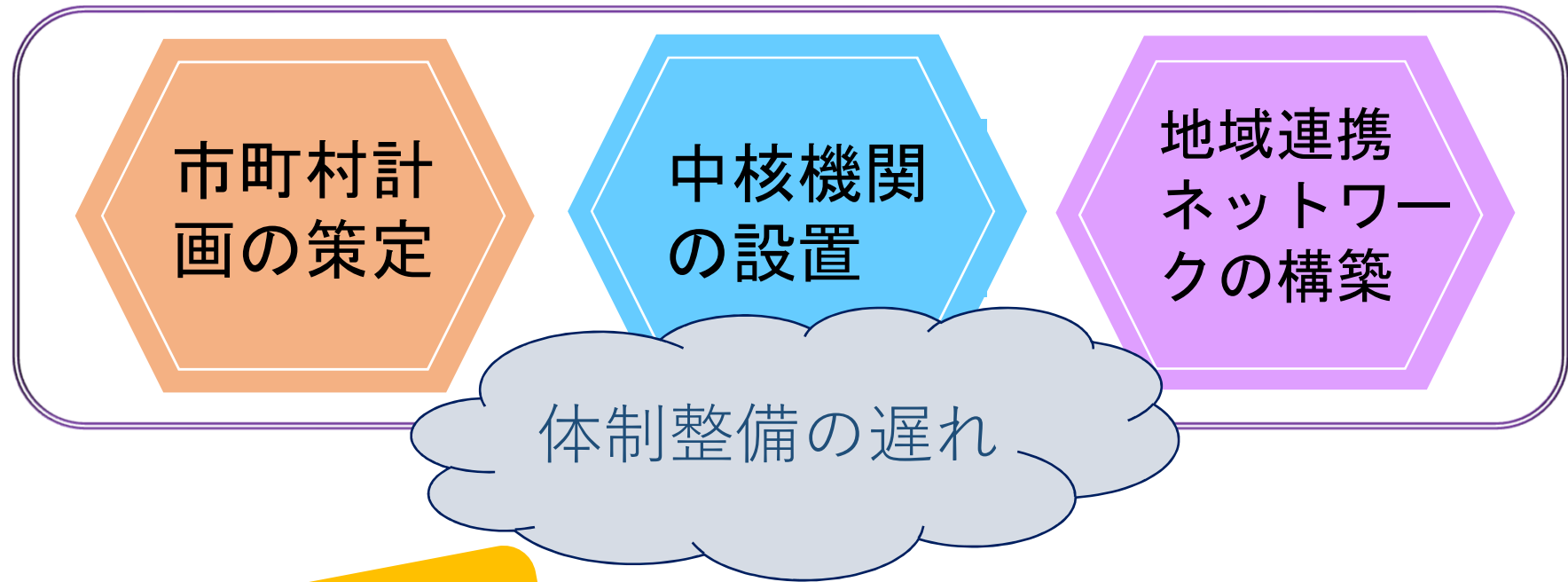
弁護士 青木 佳史

現行計画の課題 ①

本人の権利擁護のための利用促進という観点からは・・・



現行計画の課題 ②

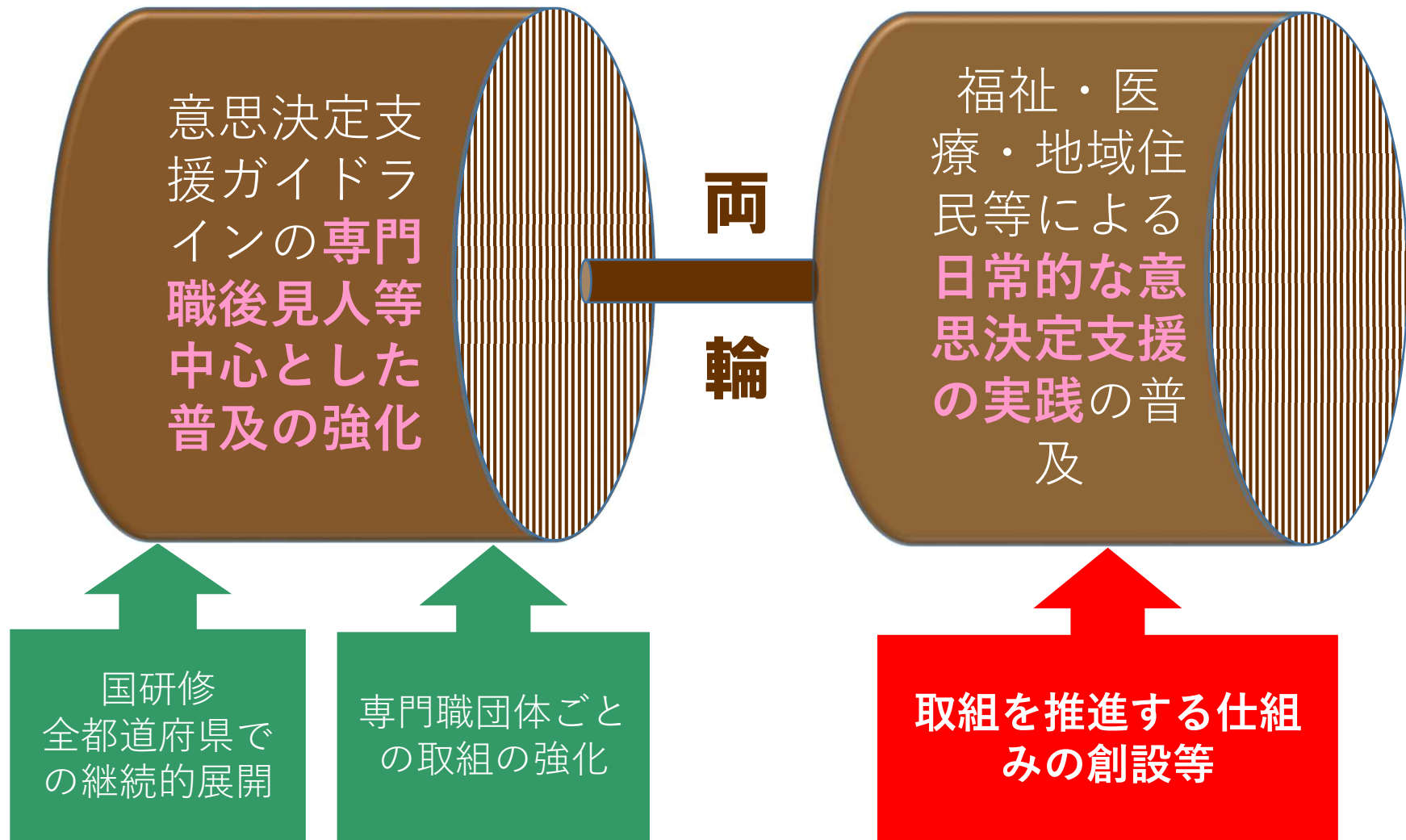


地域共生社会実現のための
包括的な支援に向けて

判断能力が不十分な人への権利擁護支援全般の整備
として位置づけが十分であったか

各取組の課題 ①

◆後見事務における意思決定支援の位置づけと普及



各取組の課題 ②

◆本人のニーズに応じた後見人等の選任と交代の方策

改定診断書と本人情報シートにより、ニーズに基づく類型選択はできるのか？

選任時における、本人ニーズに応じたマッチングの目安と体制作りが各地で進んだか？

柔軟な交代において、家庭裁判所が積極的な役割を果たせるか？

そのために不可欠な基盤整備として
本人ニーズに応じた様々な担い手確保策の抜本的強化

親族後見人の支援

専門職後見人の
持続可能な供給体制

市民後見人・
法人後見人の育成

裁判所と市町村や関係機関等との個人情報等の共有についての規律の整備も

各取組の課題 ③

◆中核機関と地域連携ネットワークの体制構築

地域共生社会実現のための

包括的な

権利擁護の
支援体制の
構築として



次期計画に新たに位置づけるべき課題

1

カジュアルな成年後見制度の利用のあり方

2

制度利用の方向性に応じた担い手の持続可能な供給体制

3

家庭裁判所の質・量両面における体制強化

4

制度改善（法改正）の必要のある課題の洗い出し

類型一元

有期・更新

必要性・補充性

3. 29 専門家会議提出用

「現行計画と取組に関する考え」

弁護士 青木佳史

〈ここまでの積極的な到達点〉

- 1 成年後見制度の運用状況等につき全国的な検討と運用改善の一部具体化
- 2 市町村計画策定や中核機関等の設置に向けた各市町村の現状と課題の顕在化
- 3 最高裁と厚労省や法務省、各家庭裁判所と地方自治体の間の連携協議の進展

第1 現行計画の課題

- 1 本人の権利擁護のための制度の利用促進（必要な人に適切に利用されるという趣旨）という観点に照らすと、それを阻害している要因に関する各地域のニーズや実態調査が不十分なまま、計画の課題の設定がなされたのではないか。

例えば、判断能力が不十分な方への各種相談機関の対応、虐待やセルフネグレクトにおける対応、生活困窮者支援、消費者被害対応、80/50問題、触法高齢者・障害者支援等において、市町村長申立を含めた制度利用あるいは他の支援策への繋ぎが適切になされているか、それが阻害されている場合の要因は何かについての課題分析が必要であった。

あるいは、成年後見制度は、身上保護の福祉的ニーズを支援するだけでなく、複雑な財産管理、親族間紛争、法的課題の解決、虐待やセルフネグレクトへの対応、おひとり様支援など、多様な対象者層の、多様なニーズに対応している制度であるところ、それぞれの層に求められる、それぞれ異なるニーズごとに、運用・制度上の阻害要因と改善策を検討するまでには至らなかった。

- 2 1の裏返しとして、現行計画の「利用者がメリットを実感できる運用・制度への改善」という目標設定は、主体や評価軸が漠然としているため、誰のための、何のメリットのために、どんな改善をめざすのかが、1のような対象者層やニーズに照らして、客観的な要因や課題を検証・評価するようなものにはなりにくいものであった。

- 3 市町村計画や体制整備（中核機関設置と地域連携ネットワークの構築）にあたっては、判断能力の不十分な人への権利擁護支援全般の整備という位置づけが十分でなかった。

すなわち、地域連携ネットワークの目的は権利擁護支援全般にあり、成年後見制度はその重要な手段の1つと位置づけられていた。しかしながら、制度の利用促進にだけ着目され、総合的な権利擁護の相談・支援体制の構築を、地域共生社会実現のための包括的支援制度の一環として行っていく位置づけが十分であったとはいえず、それが各地での体制整備の遅れに影響してきたのではないか。

第2 各取組の課題

1 後見事務における意思決定支援の位置づけと普及

「意思決定支援を踏まえた後見実務のガイドライン」が完成し、国研修や各専門職団体独自の取組の強化等により、今後、専門職後見人を中心とした普及強化が図られていくが、本来、本人への意思決定支援の中核を担うべき、福祉・医療・地域住民等による日常的な意思決定支援の実践の普及との両輪が図られることこそ、具体的な実践のためには必要不可欠である。

各地域において、各種の意思決定支援ガイドラインを踏まえた日常的な意思決定支援の取組の推進をはかっていくことのできる仕組みの創設等が必要である。

2 本人のニーズに応じた後見人等の選任と交代の方策

- ① 診断書の改定と本人情報シートは、選任時の情報集約としては効果を上げているが、本来の目的であった「本人の判断能力の丁寧な評価により、補助・保佐開始に繋げる」という点についての効果は確認できていない。本人の支援ニーズではなく三類型への当てはめを開始の前提とすることによる制度的限界とも考えられる。
- ② 後見人等の選任については、本人のニーズに応じた適切なマッチングの目安と体制をどう作るのかにつき、各中核機関の機能や各専門職団体の候補者推薦機能との関係を含め、地域の状況に応じた検討と具体化を、各家庭裁判所・支部ごとに早急に進める必要がある。
- ③ 後見人等の交代については、選任権限を持つ家庭裁判所が、本人のニーズの評価とそれに応じた柔軟な交代に向けた調整等に積極的な役割を果たす必要があるところ、現在は未だ、本人や関係者間で調整のついた事案の辞任・選任に留まっている。本人を含む関係者からの申出により、家裁が交代の必要性や適切な担い手選定の調査・協議等の調整に積極的な役割を果たせるようにすべきである。
- ④ そしてそもそも、本人のニーズに応じた後見人等の選任・交代を可能にするために不可欠な基盤整備として、本人のニーズに相応しい様々な後見人等の担い手を各地域ごとに確保するための方策(専門職後見人の持続可能な供給体制、親族後見人の支援、市民後見人や法人後見の育成等)について、抜本的な強化策が必要である。

後見報酬のあり方と無資力者への報酬助成制度も、この観点から検討・整備されるべきである。

また、親族後見人の支援のあり方についても、中核機関と家庭裁判所や後見監督人による役割分担を明確にして、具体化をはかる必要がある。

また、市民後見人の育成は、地域共生社会の具体化としても、また中核機関等の後見人等の支援機能充実のためにも、鍵を握るものである。

- ⑤ こうした取組を進めるについて、裁判所と市町村や関係機関等の関係者間での個人情報の共有や守秘義務との関係についての規律(ルール)の整備も課題

となっている。

3 各市町村の中核機関と地域連携のネットワークの体制構築

- ① 成年後見の利用促進というだけの課題設定ではなく、地域共生社会実現の包括的な支援体制の構築の中で、認知症早期発見、孤立・孤独支援、いわゆる8050問題、虐待対応やセルフネグレクト、生活困窮、消費者被害、近隣トラブルや触法等の様々な権利擁護支援の整備の課題として位置づけることが重要である。
- ② そうした中で、意思決定支援の充実を柱に、日常生活自立支援事業の活用、任意後見制度等の活用、身元保証事業に代わる地域や医療・福祉機関によるおひとりさま支援の取組など、法定成年後見制度の利用だけではない、ニーズに応じた多様な支援の取組が求められる。
- ③ また、「成年後見制度の社会化」に伴う市町村の3つの責務（市町村長申立、成年後見制度利用支援事業、市民後見人等の育成）につき、実施状況の市町村格差が大きいことにつき要因分析と運用改善の方策を具体的に図るべきである。
- ④ 各市町村が、こうした地域住民の権利擁護支援のニーズを把握し各施策の必要性の自覚を促すため、判断能力の十分でない住民の各種相談全般において、行政担当課や地域包括支援センター・基幹相談支援センター、各種相談機関等がどのような対応をしているかにつき、網羅的な点検・調査を実施することが有益である。

第3 次期計画に新たに位置づけるべき課題

上記第1及び第2で課題として掲げたものについては、次期計画における課題として位置づけていただくとともに、今後の制度改正（法改正）の必要性を含めて、以下の各課題についても検討を行っていただきたい。

- 1 意思決定支援の理念に基づき、日常生活自立支援事業を含めたその他の支援の活用と成年後見制度の利用をニーズに応じて整理し、必要性や補充性を意識したカジュアルな法定成年後見制度の利用のあり方と現行制度における対応の限界
- 2 現在の制度利用のトレンド（首長申立と本人申立で4割、第三者後見人が8割、保有資産50万以下が3割等）の一方、2025年・2040年問題への対応も踏まえ、今後めざすべき制度利用の方向性とそれに応じた後見人等の担い手の持続可能な供給体制
- 3 制度の運用を司る各家庭裁判所の意思決定支援や身上保護面での専門性の強化とともに、親族後見人の支援を含む丁寧な後見監督を担うことのできる質・量両面における体制強化
- 4 運用改善では対応困難な制度改善（法改正を含む）が必要となる諸課題の洗い出しと改善策の検討。例えば、三類型に分かれている問題、期限がなく更新の機会がない問題、必要性や補充性が開始・継続の要件となっていない問題等。

以上

現行の基本計画における課題についての意見

2021年3月12日

公益社団法人日本社会福祉士会

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

(1) 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等について

- ① 令和2年10月に国が公表した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を各家庭裁判所及び成年後見制度を活用する人々の支援にあたるあらゆる関係者にとって共通の指針となるよう周知していくことが重要と考えます。
- ② 現状では、後見人等及び自治体又は中核機関の職員を対象とした研修が実施されていますが、介護支援専門員をはじめ訪問介護事業所等の職員など、日常的に被後見人等を支援する職種も対象に加えること、当該ガイドライン策定に関わった団体が都道府県毎に講師を養成すること、都道府県毎に意思決定支援に関する研修会の開催の体制を整備すること等が求められます。

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進について

- ① 家庭裁判所は、中核機関等が行う後見人等の選任又は交代に関するマッチングを把握する必要があり、地域で開催される支援検討会議や協議会等への家庭裁判所の積極的な参加が求められます。
- ② 全国的に後見人等の供給体制を専門職団体に依存している状況で、後見人等の選任についても候補者を推薦できない実情が全国各地で散見されており、専門職後見人という有限な人材を効率的・効果的に活用されるために、選任又は交代並びに親族又は市民後見人への支援のあり方について、検討が求められます。
- ③ 家庭裁判所又は中核機関における候補者マッチングは、意思決定支援や身上保護が必要とされる事案に関して、福祉職である社会福祉士に推薦の依頼があることは評価しておりますが、意思決定支援及び身上保護は、社会福祉士固有の事項ではなく、全事案において共通認識を図る必要があります。

(3) 診断書等の在り方等の検討について

- ① 診断書の補助資料として、本人情報シートが当初の想定以上に活用されていると報告されており、その効果をはじめとする検証が求められます。例えば、当該シートを作成する者の属性と活用状況、当該シートの診断書への反映状況、保佐や補助類型の増加に関する当該シートの貢献状況、代理権及び同意権付与に関する当該シ

ートの活用状況等が挙げられます。

(4) 任意後見・補助・保佐の利用促進について

- ① 障害の状況に関わらず「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を踏まえ、必要最小限の権限付与の観点から包括的な代理権を付与する後見というタイプのあり方を検討する必要があります。

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定について

- ① 市町村を支援する都道府県の役割として、アドバイザー機能を強化する必要があると考えます。
- ② 権利擁護支援のネットワークは、家庭裁判所の管轄する範囲と都道府県又は市町村の範囲との実態に合わせて構築する必要があります。専門職の活用についても、地域によって温度差があり、市町村レベルでの解決は困難な課題が多くあります。
- ③ 成年後見制度利用支援事業については、任意事業であるため、各市町村に整備状況をはじめ、同じ制度であっても運用や予算措置に関して温度差があり、当該制度が整備されていない各市町村もあり、さらに、低所得者の報酬のあり方を含め、新たな法制度が必要と考えます。

(2) 市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活動の促進について

- ① 市民後見人の育成や法人後見実施体制の整備は、地域により温度差があり、また養成に積極的に取り組んでいる自治体においても市民後見人選任が進まない実情があります。市民後見人の養成および受任にあたっては社会福祉士が地域連携ネットワークの中でしっかりと関与することが求められ、選任された市民後見人のフォローアップも中核機関等の機能のバックアップとして関与することが必要です。

以上

地域福祉推進の観点から、今後の利用促進における検討課題のうち、現時点で特に重要だと思われる点について、意見を提出します。

権利擁護支援と包括的な支援体制の有機的連携

- ・ 多機関協働による包括的支援体制構築事業に取り組んでいる自治体は、中核機関の整備率も高く、一体的な実施は市町村の体制整備の促進にとっても有効であると思われる。一方、その体制が既存の相談支援体制に屋上屋を架すことにならないような推進方策も必要ではないか。意思決定支援を相談支援の共通基盤とするなど、一体的に取り組むメリットを強調することも重要だと思われる。
- ・ 包括的な支援体制を、断らない相談・参加支援・地域づくりに向けた支援が一体的に整備される体制と考えるなら、権利擁護支援のニーズがある人が早期に発見され、様々な窓口で受け止められて必要な制度利用に結びつくと同時に、その人らしく地域で暮らしていくための参加支援と地域づくりが一体的に取り組まれる必要がある。つまり、相談支援の体制としてだけでなく、参加支援、地域づくりという発想を取り入れていくことが重要になるとと思われる。
- ・ 広域設置や政令指定都市の場合、市区町村の包括的な支援体制と広域の二次相談との役割分担のあり方も、併せて検討していくことが重要だと思われる。

市民後見人の育成

- ・ 市民後見人の役割は、担い手確保という視点からではなく、前述の地域づくり（地域福祉の推進）という観点から見ていくことが重要ではないか。
- ・ 担い手確保という観点からだけみると、市民後見人の養成は費用対効果の観点から非効率であるとされる可能性があり、地域共生社会の実現に資する人材養成や社会参加といった別な価値を推進の根拠としていかなないと、育成が停滞する恐れがあるのではないか。

日常生活自立支援事業

- ・ 日常生活自立支援事業は、法定後見制度と比べて柔軟で、意思決定支援に資する権利擁護支援の一つの手段だと考えているが、事業実施体制が脆弱で安定的に事業実施ができていない。
- ・ 利用者像をみると、生活が不安定で、社会関係が希薄な孤立状態にある方の伴走型支援を行っていることが伺われるため、一概に判断能力の程度で保佐や補助との重なりは議論できないのではないか。
- ・ また、都市部では、日常生活自立支援事業の待機期間が長いことが要因で、後見の申立てが行われるような事例もあるといわれており、他方で適切に市町村長申立てが行われないうえに、後見相当になっても事業で支援を継続せざるを得ない状況もあるといわれている。事業の位置づけを整理するとともに、事業実施体制の強化が必要ではないか。

身寄りのない人の支援と身元保証

- ・ 身元保証の問題は、求める側も求められる側もその詳細を理解せず、慣例的に継続されている制度であることを鑑みると、それをいかに確保するかという観点と同時に、身元保証で何が求められているのかという機能に立ち戻って検討することも必要ではないか。仔細にみれば、支払、債務、緊急連絡先や日常的な買い物などの支援、慰留金品の引き渡し、遺体の搬送／葬儀等に加え、医療同意が求められているといえるが、そもそもこれらすべてを成年後見人も含めた特定の人や機関に任せるといって方法で検討していくことが良いのか、検討することも必要ではないか。

申立てに関わる費用負担のあり方の整理について

新潟大学法学部 上山 泰

【発言要旨】

* 成年後見等開始の審判を申し立てる際にかかる費用（いわゆる手続費用に申立関係費用を併せた広義の申立費用）としては、①申立手数料、②後見登記手数料、③送達・送付費用、④鑑定費用、⑤添付書類の取得費用、⑥専門家への申立手続依頼時の報酬等がある。これら諸費用の最終的な（あるいは実質的な）負担者は、「家事事件手続法 28 条 2 項による本人負担の対象範囲」と「成年後見制度利用支援事業の助成対象範囲」に関する運用を概観する限り、事案によるばらつきがかなりあるように見受けられる。しかし、こうしたばらつきの存在は、負担の不公平さにつながる可能性があるほか、特に一般の市民にとっては制度のわかりにくさや利用しづらさの一因ともなるように思われる。そこで、市町村や家裁の裁量の余地、諸費用の性格の違いなど、考慮すべき要因はあるとしても、まずは現状のばらつき具合等を調査し、標準的な運用のあり方に関する基本的な考え方を整理する必要があると考える。この際、この考え方の整理との関係で、「成年後見制度利用支援事業実施要項の標準化」、「市町村長申立ての運用の基本枠組みの全国統一化」、「市町村長申立権と検察官申立権の理論的整理」等についても検討を進めるべきと考える。

【検討課題】

(1) 家事事件手続法 28 条 2 項による本人負担の対象範囲

- ・ 実務の運用上、広義の申立費用（【参考 1】参照）のうち①②③④は一般に本人負担の対象とされる一方、⑤⑥は事案によりかなり限定的に認められる場合があるにとどまるように見受けられる¹。
- ・ 仮に鑑定費用と診断書作成料の一般的な取り扱いに差があるとする、（法律論としては民事訴訟費用等に関する法律 2 条の費用法定主義との関係等が議論になりえるとしても）少なくとも一般市民にとっては理解しづらいように思われる（本人の事理弁識能力の判断という目的の共通性に加えて、通常は最高裁の診断書書式（成年後見用診断書）に従った形で、審判手続に使うためのみに診断書が取得されている事情にも留意する必要があるう）。
- ・ ⑤については、事務管理法理の類推（民法 702 条類推適用）による償還請求を認める見解²も示されている。償還請求を認めるという結論は妥当であり、法的な解釈論としても穏当といえるが、こうした解釈論が実務に定着しない限り安定性に欠けるし、償還の根拠が複線化（複雑化）することは、一般市民にはわかりづらいのではないかという懸念が残る。

- ・成年後見制度利用支援事業における申立費用助成の対象範囲は市町村により異なるが（【参考3】参照）、筆者が概観した限りでは、①②③④に加えて、⑤のうちの診断書作成料を含めるパターンが多数派であるように見受けられた。仮にこの認識が正しければ、申立費用の理解について、家事事件手続法28条2項に関する家裁実務と利用支援事業に関する行政実務の間には、特に診断書作成料の位置づけをめぐって齟齬があることになる。2つの事務の性質の違いによって、この齟齬が完全に正当化できるものかについては議論の余地があるように思われる。
- ・運用開始から日の浅い本人情報シート作成料の取り扱いについては必ずしも明確ではないが、その性質上、おそらくは診断書作成料に準じた取り扱いとされているものと推測される。いずれにしても、本人情報シート作成料についても診断書作成料と併せて、費用負担のあり方について基本的な考え方を整理する必要があると思われる。

(2) 成年後見制度利用支援事業における申立費用助成の対象範囲

- ・各市町村の利用支援事業実施要綱等を概観する限り、申立費用の助成の対象にはばらつきがある（【参考3】参照）。しかし、本人の資力の有無にかかわらず適時に法定後見による支援が受けられることを保障するためには、助成の対象範囲や助成の要件について大きな地域間格差が生じることは避けなければならない。たしかに、厚生労働省より一定の考え方（【参考4】参照）³が示されてはいるものの、現状の市町村間のばらつきを踏まえると、もう一歩進んだ対応が必要ではないかと思われる。たとえば、利用支援事業実施要綱の標準化が検討されてもよいのではないかと考える。
- ・成年後見制度利用促進の趣旨⁴からすれば、助成の対象は現時の多数派と思われる診断書作成料を含む方向で全国的に統一されることが望ましいと思われる。
- ・本人情報シートは医師の診断のための補助資料等として位置づけられている。したがって、本人情報保護シートの作成料についても診断書作成料に準じた取り扱いとして、助成の対象に含めていくことが望ましいと思われる。

(3) 市町村長申立権と検察官申立権の理論的・体系的整理

- ・市町村長申立権と民法上の検察官の申立権（民法7条等）⁵はともに補完的な役割を持つ申立権限として、申立ての場面におけるセーフティーネット機能を果たすものと思われる。ただし、両者の関係性（相互の優先関係等）は必ずしも明確でないと思われる。
- ・現実の運用としては、市町村長申立権が検察官申立権よりも優先されている傾向が明らかである（2019年の場合、市町村長申立が7,837件で全体の22%を占めるのに対し、検察官申立はわずか1件にすぎない。）。後見ニーズの存在をより迅速かつ的確に把握できるのは市町村である⁶から、こうした現状は当然の帰結ではあるが、次の費用負担の観点からも、両者の位置づけの理論的・体系的整理を行うことが望ましいと思われる。
- ・検察官申立事案では、家事事件手続法28条3項に基づき申立費用は国庫負担になるもの

と思われる⁷（ただし、診断書作成料等の⑤の取り扱いは不明）。これに対して、市町村長申立事案では、家事事件手続法 28 条 2 項 2 号による本人に対する償還請求が可能であり、実務的にも本人の資産状況等によっては本人負担の上申がされているようである。公的機関による同質の機能を持つ申立てであるにもかかわらず、最終的な費用負担者の取り扱いが仮に異なるとすれば一定の説明が必要であると思われる。たとえば、理論上は十分な資力を持つ者について検察官申立を行うことは不可能ではないと思われるが、この場合、本人に対する償還請求を基礎づけることは難しいと解される（家事事件手続法 28 条 3 項の規定ぶりを考えると事務管理法理の類推による費用償還も難しいように思われる。）。また、仮に本人に一定の資力がある場合には市町村長申立を優先すべきとするならば、こうした解釈に基づく統一的な運用を担保するための何らかの対応が必要ではないかと思われる。

- ・市町村長申立事案における本人に対する償還の有無は、現状では各市町村の裁量に委ねられていると思われる。しかし、最終的な費用負担者という要素は社会保障的色彩が濃い市町村長申立の運用の基本的な枠組みの 1 つとみるべきであり、何らかの形で標準化を図ることが望ましいと思われる。なお、本人に対する償還請求をしない場合には、成年後見制度利用支援事業による申立費用に関する助成が問題となると思われるため、同時に上述の利用支援事業要綱の標準化についても検討が試みられるべきであると考えられる。
- ・市町村長申立権は、判断能力不十分者の地域共生を支えるセーフティーネットの 1 つである。したがって、上記の最終的な費用負担者の点を含めて、制度の運用の基本要素について大きな地域間格差が生じることは好ましくない。「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の議論等を踏まえつつ、運用の基本的な枠組みについては全国統一化の可能性が検討されるべきではないか考える。

(4) 申立てに関わる費用負担のあり方の整理の必要性

- ・現在のところ、申立てに関わる費用の最終的な負担者となる可能性があるのは、①申立人（家事事件手続法 28 条 1 項：本人と異なる場合）、②本人（家事事件手続法 28 条 2 項 2 号：本人申立事案+何らかの形で費用償還請求を受けた場合）、③国庫（家事事件手続法 28 条 3 項：検察官申立事案）、④市町村+国庫（成年後見制度利用支援事業による助成事案）であると思われる（【参考 2】参照）。なお、法テラスによる民事法律扶助事案は、法テラスによる立替払い+分割償還を前提としているため、②の類型に含めて考えてよいと解される。また、利用支援事業実施要綱の文面から見る限り、申立費用を立替払いしたのち、本人に償還する場合を含めて助成として位置づける例もあるかにみえるが、この場合も②に含めて考えることになる。
- ・仮に法定後見制度の社会保障制度的性質を強調するのであれば、申立費用の最終的な帰趨は、申立時の本人の資力を基準として「本人 or 公費」で単純に振り分ける形がもっとも簡明であるように思われる。しかし、現実には、上述した種々の要素が複雑に絡み合う形

で、申立費用の最終的な負担者が事実上決まっている状況にあり、非常に見通しが悪いように思われる。利用者サイドから見ると、制度利用に関するコストは利用の有無を動機づける大きな要因の1つであるといえるため、この点の不透明さは利用の阻害要因となっている可能性がある。したがって、最終的な結論はともかくとして、まずは上述した諸点について現状のばらつき具合等を調査し、標準的な運用のあり方に関する基本的な考え方を整理する必要があるのではないかと考える。

- ・なお、今回の指摘は現行法を大きく動かさないことを前提としているが、仮に一定の法改正等を視野に収めた場合、「後見開始の職権主義化」、「生活保護における後見扶助の新設」等の可能性も検討しながら、社会的コストの配分についてより詳細な議論が必要となると考える。

【参考1】申立てに要する費用（広義の申立費用）

①申立手数料	}	裁判所に納める費用
②後見登記手数料		
③送達・送付費用		
④鑑定費用		
⑤添付書類の取得費用		
a) 戸籍謄本		
b) 住民票		
c) 登記事項証明書（登記されていないことの証明書）		
d) 診断書		
e) 本人情報シート		
⑥専門家への申立手続依頼（書類作成援助・代理援助）時の報酬		

【参考2】費用負担者（+公的支援）

- ①申立人 [家事事件手続法 28 条 1 項：各自負担の原則]
- ②本人 [家事事件手続法 28 条 2 項 2 号]
- ③国庫 [家事事件手続法 28 条 3 項：**検察官**申立事案]

- ㊤成年後見制度利用支援事業による助成
- ㊦法テラスによる民事法律扶助（立替払→分割償還）

【参考3】成年後見制度利用支援事業による申立費用の助成対象のパターン

- ①申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用、鑑定費用、**診断書作成料**
 - ②申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用、鑑定費用、**その他請求に要する費用**
 - ③申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用、鑑定費用
 - ④鑑定費用（『申立・登記手数料、郵便切手代及び診断書取得費用は対象外』と明記）
- * ①が多数例

【参考4】

- * 老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q & A について（平成 12 年 7 月 3 日厚生労働省老健局計画課長事務連絡）
- ・ 利用支援事業の助成対象について、『本事業の対象経費の具体的な範囲については、各市町村ごとに地域の実情に応じて判断し、参考単価を基に単価を設定すべきものであるが、一般的には以下のような範囲及び単価設定が想定される。』としたうえで、申立てに要する経費の範囲として、申立手数料、登記手数料、鑑定費用、その他（郵便切手、**添付書類に要する経費の実費**）を挙げる。

¹ 東京家裁後見問題研究会編『後見の実務』別冊判例タイムズ 36 号（2013）68-69 頁によれば、（少なくとも当時の）東京家庭裁判所後見センターの審判書の主文の例では『手続

費用のうち、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用及び鑑定費用は本人の負担とし、その余は申立人の負担とする。』とされており、通常はこの範囲で費用が本人負担とする扱いであると解説されている。赤沼康弘「成年後見制度の手續と運用」金子修＝山本和彦＝松原正明『講座 実務家事事件手続法 下』（日本加除出版、2017）27頁は、『本人負担とされるのは、通常、申立手数料、送達費用、登記費用、鑑定費用等の裁判所に納める費用に限定されている。』とする。松原正明＝浦木厚利編『実務成年後見法』（勁草書房、2020）70頁〔松井芳明〕は、『手續費用のうち、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用及び鑑定費用については、本人の負担とする運用がなされている。…上記以外の費用については、申立人の負担となる。もっとも、個別の事情によっては本人に負担をさせるのが相当なものもあり、これについては成年後見人等に対し償還を求めることができる。例えば、申立人が手續を依頼した弁護士に支払った報酬については、申立人と本人の関係、申立てに至った経緯、弁護士に委任した内容や報酬の額等から、成年後見人等が申立人に負担させるのが相当と認められたものについては、成年後見人等から償還を受けることができる。』とする。成年後見センター・リーガルサポート編『成年後見の実務』（新日本法規、2020）20-21頁は、『申立ての際に裁判所に納める収入印紙（申立費用・登記費用）・郵券と鑑定費用』については『本人の負担とする審判がなされる場合もあります。』とする一方、『申立ての際の添付書類の取得費用』と『専門家（司法書士・弁護士等）に依頼した際の報酬』に関しては、『㊦専ら、本人のための申立てであること、㊧本人にある程度の資力があること、㊨申立書の作成報酬、申立代理報酬が妥当な金額であることなどの事情があれば、極めて例外的ではありますが本人の負担とすることも認められる場合があります。』とする。なお、家事事件手続法制定前の非訟事件手続法旧28条に関する解説であるが、東京家裁後見問題研究会編『東京家裁後見センターにおける成年後見制度運用の状況と課題』判例タイムズ1165号（2005）63頁は、市町村申立事案において本人の負担とできる費用について『ここにいう手續費用とは、後見等開始の審判手續の過程で支出された費用全部ではなく、民訴費用法2条所定のものに限られる（民訴費1）。後見センターでは、申立手数料、送達等の費用、鑑定料及び後見登記手数料につき認める扱いである。なお、時に、診断書作成料として医師等に支払った費用につき本人負担を求める上申書が出されることがあるが、この費用は民訴費用法2条所定の手續費用には当たらないと解されるので、これについては本人負担を命じることはできない。』とする。

² 赤沼・前掲注（1）27頁は、『申立て時に提出を求められる戸籍謄本や診断書の取得費用等を一律申立人の負担とすることに合理性があるとは思われない。事務管理法理を類推して費用の償還請求をすることができる場合もあると考えられる（民702条）。』と主張する。事務管理法理の類推による費用償還の可能性については、東京家裁後見問題研究会・前掲注（1）も、『…例えば、本人とは疎遠な関係であったが、福祉関係機関から申立てを促されて申立てをするに至った本人の親族等が、本人の費用負担を求める場合がある。本人の親族等は申立てをするか否かについては任意であり、申立てをする法律上の義務があ

るということできないから、申立人として手続費用を負担した親族等は、事務管理法理の類推適用により、後見等開始の審判後、成年後見人等に対して有益費の償還を請求し得ると解される。』として肯定していた。ただし、ここでいう手続費用は①②③④を指している（診断書作成料等の⑤は対象外）と思われる。

³ 「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて」（平成12年7月3日厚生労働省老健局計画課長事務連絡）における別添「成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について」等。

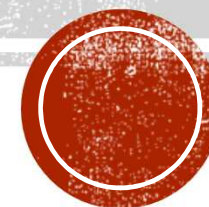
⁴ 成年後見制度利用促進専門家会議「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」（2020年3月17日）8頁は、『本人の資産が少ない場合においても制度を適切に利用することができるようにすることが重要であり、そのためには、担い手の確保とその報酬の在り方、申立費用や報酬の助成制度の推進等について併せて検討していく必要がある。』と指摘している。

⁵ 我妻栄『新訂 民法総則』（岩波書店、1965）77頁は、本人や四親等内の親族等の他の民法上の申立権者が請求をしない場合に『本人の保護と一般取引の安全を期するために、公益の代表者たる検察官を請求権者のうちに加えた』とする。

⁶ そもそも市町村長申立権の創設の理由がこの点にあった（たとえば、小林明彦＝大鷹一郎＝大門匡編『新版 一問一答新しい成年後見制度』（商事法務、2006）304頁参照）。

⁷ 金子修編『逐条解説 家事事件手続法』（商事法務、2013）91頁は、家事事件手続法28条3項の適用例として、民法7条に基づき検察官が後見開始の申立てをする場合を挙げる。

現行の基本計画（特に中間検証報告以降）における 課題等について



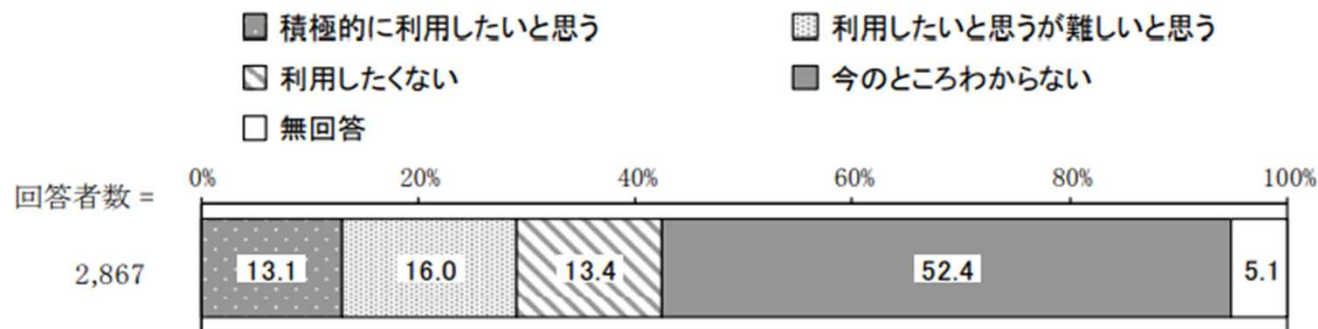
（公社）認知症の人と家族の会 副代表理事 花俣 ふみ代

■ 成年後見制度について

(1) 成年後見制度の認知度

- ・ 「制度名も知っていたし、内容も知っていた」
「制度名は知っていたが、内容は知らなかった」 がそれぞれ約 4 割

(2) 成年後見制度の利用意向



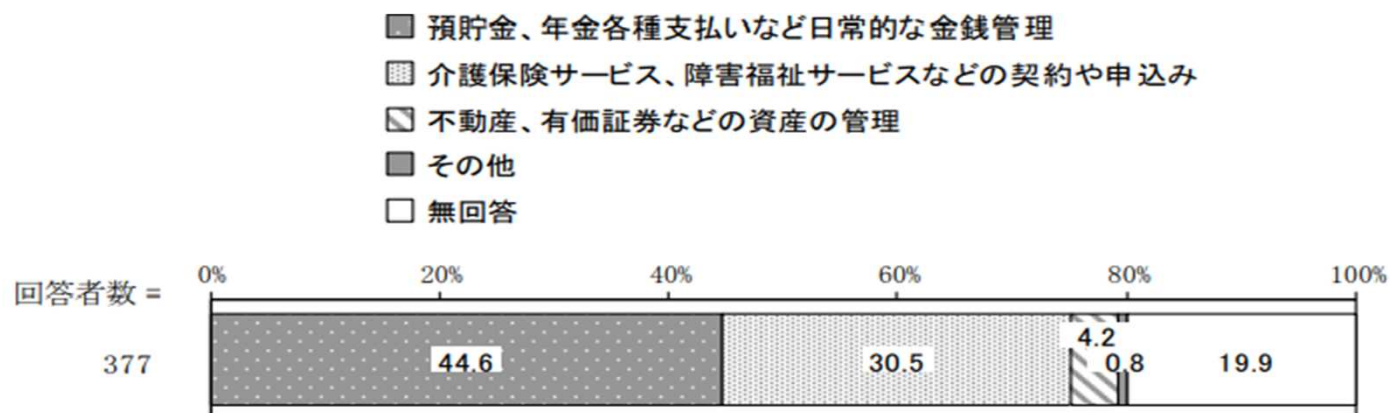
* 本人または家族の認知症症状の別で見ると、認知症の症状がある人で
「利用したいと思うが難しいと思う」「利用したくない」が多くとなっています。



さいたま市高齢者保健福祉計画等策定のためのアンケート調査 調査結果報告書より抜粋・②

- 本市在住の成年後見制度利用者は約1,400人（R元年12月末時点、さいたま家裁情報提供）
- 制度利用者は高齢者が多く、利用開始原因は認知症が約6割を占め最も多い

（3）制度を利用したい要因



- * 「預貯金、年金各種支払いなど日常的な金銭管理」が4割半ばと最も多く、「介護保険サービス、障害福祉サービスなどの契約や申込み」が約3割と続いています。



さいたま市高齢者保健福祉計画等策定のためのアンケート調査 調査結果報告書より抜粋・③

(4) 成年後見制度を利用するに当たり不安や心配なこと、または利用したくないと思う主な理由

- ・ 制度についてよくわからない 32.6%
- ・ 相談窓口がわからない 18.2%
- ・ 支援者が制度について理解していない 5.8%
- ・ 利用開始手続きが複雑である 5.5%
- ・ 申立費用や報酬等の負担がある 7.8%
- ・ 後見人等に身上の保護（住居、医療、介護等に関する法律手続き）や
金銭管理を委ねることが不安 24.9%
- ・ 他人に財産状況や生活状況を知られたくない 14.3%
- ・ 親族からの支援が受けられるので、成年後見制度を利用する必要がない 26.8%
- ・ 利用を始めるタイミングがわからない 10.1%
- ・ 後見人等を任せたいと思う人がいない 8.3%



金融機関で成年後見制度利用を促された～電話相談事例より

事例1 主訴

実父・認知症で物取れられ妄想あり。頻回に娘（相談者・実父とは別居・就労中）にお金がないと電話をかける。その都度、銀行に同行するなどし対応していたが限界。

銀行に相談した所、後見人をつけるようにと言われ、預金の引き出しができなくなった。

家裁に申し立てたが「後見人は、父にお金を届けてくれるのですか？」～と。

注＞ 後見制度利用以前に、認知症のご本人へのケアや病気への理解等が優先課題と考えられる

事例2 主訴

夫・若年性認知症が進み入院中。休職期間が終わり、退職したので退職金が出た。本人名義のローンを繰り上げ返済し利息分を節約しようとしたが、手続きは本人でないとできないといわれた。

後見制度の利用を考えたが、後見人への費用が掛かるようなので迷っている。

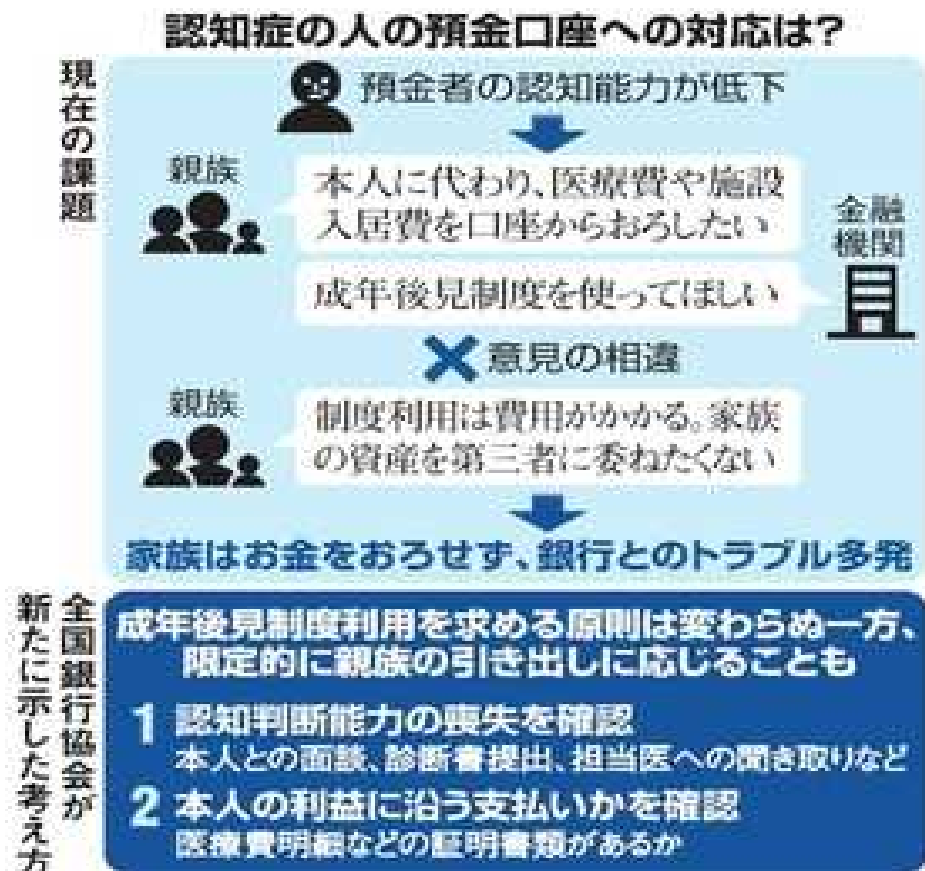
注＞ 夫の入院費用や本人分の支出などは、キャッシュカードで入出金可能との事



認知症家族、本人の預金おろしやすく 全銀協が新指針

制度を使って法的な代理人との取引を
 求める銀行と、
 使わずお金をおろしたい親族とで
 トラブルが生じやすい。
 全銀協によると、医療費や施設入居費、
 生活費などとして親族などから
 引き出しを求められることが多くあるという
 今回まとめた指針は
 「成年後見制度の利用を求めることが
 基本」としつつ、法的な代理権を
 持たない親族への対応時の考え方を
 示した。近く加盟行へ周知する方針・・・

2021年2月17日 朝日新聞掲載記事一部抜粋



まとめ・・・利用者側からみえてきた残された課題等

- 成年後見制度を利用することのメリットを感じられるまでには至っていない
- 日常的な金銭管理が難しくなる認知症の人にとって、即、成年後見制度を利用することのデメリットが明確になっていない
- **認知症の本人・介護家族に特化するならば、高額財産・資産などを保有しているのではなく、ごく一般的な生活水準の暮らしにおいて、金融機関等の柔軟な対応が可能であれば、あえて成年後見制度を利用しなくても済む場合もある**
- **日常生活自立支援事業について、成年後見制度を使うまでではない人の支援、また必要になった時の早期につなぐものとして、さらには本人を取り巻くネットワークについても拡大していくことに期待したい**
- 制度利用の入り口ともいえるべき、相談窓口等の周知への取り組みをさらに進める必要がある
“成年後見制度利用促進ポータルサイト”に必要な人が一人でも多くたどり着けるよう、例えば市町村作成の「認知症ケアパス」にURLやQRコードを掲載する等してはどうだろうか



令和3年3月29日

「市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進」について

最高裁判所事務総局家庭局長 手嶋あさみ

1 幅広い後見人等候補者の確保の必要性

基本計画及び中間検証報告書では、適切な後見人等の選任・交代の運用の推進が指摘されており、身上保護の観点も重視すると、親族の候補者がいる場合には、選任の適否を検討した上で、本人のニーズや課題に対応できると考えられるときは、その候補者を選任することが望ましいと考えられ、その認識は各家庭裁判所も含め、既に広く共有されているところと認識している。もっとも、上記認識にもかかわらず、親族後見人の選任割合は年々減少しており、令和2年において親族が後見人等に選任された事案の割合は約21%となっている。その実情を把握すべく、今般、資料1-3の4頁目のとおり、令和2年2月以降の後見開始申立事件について、親族が後見人等の候補者となっている事案の件数の把握を開始したところ、親族が後見人等の候補者となっている事案自体がそれほど多くないという実情が明らかとなった。すなわち令和2年2月から12月までの11か月間において、親族が後見人等の候補者となっている事案の割合は約23.6%にとどまっている。それ以前の数値を把握していないため、この数値を従前と比較対照して、その推移や背景を分析することは残念ながらできないが、これらの数字からは、少なくとも現状において、親族が候補者とされている場合には、相対的に高い割合で、すなわち親族間で対立がある事案など、当該候補者を選任することが相当でない事情が認められない限り、当該候補者が後見人等に選任されている実情が窺われる。

今後、制度利用者が増加することが予測される中で、親族が候補者となる事案が現在と同程度、若しくは今以上に少なくなり、親族以外の第三者を後見人等に選任する必要がある事案が増加することも想定しておく必要があるように思われるが、そのような状況で、本人のニーズや課題に対応することができる事案に最も適した後見人等を選任するためには、担い手の確保という観点から、法律や福祉の専門職のみならず、市民や法人を含め

た、幅広い後見人等の候補者の育成と活用について、関係機関が連携してさらに突っ込んだ検討をしていくことが重要であると思われる。

2 市民後見人の育成・活用

(1) 現状と課題

中間検証報告書では、市民後見人が十分に育成・活用できておらず、その活用の推進に向けて、地方自治体と家庭裁判所が連携し、育成カリキュラムや支援体制の在り方、市民後見人の選任に適した事案のイメージ等について情報共有を図ることが重要であると指摘されている。

市民後見人の選任状況を見ると、令和2年において、市民後見人を選任した家庭裁判所の数は全50庁のうち27庁、市民後見人が選任された事案の数は311件と、平成28年以降ほぼ横ばいの状況であり、家庭裁判所としても市民後見人を十分に活用することができていないと感じている。

市民後見人の育成と活用における課題の一つとしては、地方自治体側における市民後見人の育成や支援体制整備の状況等について、家庭裁判所との間で十分に情報が共有されていないことが考えられる。また、市民後見人の選任に適した事案や、市民後見人に対する望ましい支援体制について、家庭裁判所側の認識が地方自治体との間で十分に共有されていないことも考えられる。市民後見人の活用を図るためには、こういった実情や課題について地方自治体と家庭裁判所との間でより積極的かつ率直な意見交換の場を持つことが必要不可欠であると考えられる。

(2) 家庭裁判所における取組

各家庭裁判所では、上記の課題について改めて認識を共有するとともに、これを解消するため、地方自治体や社会福祉協議会と連携し、様々な取組を始めている。例えば、家庭裁判所と地方自治体との間で、市民後見人養成講座を終了した方を対象としたフォローアップ研修の実施や、市民後見人からの日常的な相談への対応について意見交換を行い、市民後見人の支援体制を整備した上で、実際の選任に繋げた例や、既に専門職後見人が選任されているが、後見事務上の特定の課題が解決し、市民後見人の

選任に適した状態となった事案について、円滑に市民後見人に引き継ぐために、関係機関との連携の仕組みについて意見交換を重ね、運用開始に至った例などもある。

また、市民後見人の育成や活用の推進について、後見関係事件を担当する全国の裁判官や担当職員が参加する協議会の話題事項として繰り返し取り上げており、各家庭裁判所における取組について全国的に情報共有するなどしている。

もっとも、このような具体的な取組はまだ一部の地域にとどまっているのが実情であるから、今後市民後見人の育成・活用を一層推進するため、課題分析や、地方自治体等の関係機関との間での課題の解消に向けた意見交換をさらに積極的に行っていく必要があると考えている。その際重要なのは、市民後見人の育成や活用のイメージについて、地方自治体等関係機関と双方向で情報と認識の実質的な共有を図りながら協議を進めることであると認識している。地方自治体等の関係機関から率直なご意見やご要望をいただけること、そしてそれをしっかりキャッチできることが連携の第一歩であり、その上で実のある建設的な意見交換ができるよう、注意喚起に努めていきたいと考えている。

3 法人後見の担い手の育成・活用について

(1) 現状と課題

中間検証報告書では、法人後見の担い手の育成を推進するための周知・啓発の必要性についても指摘されている。法人後見の活用については、特に、若年期から長い期間制度利用が想定される知的障害者の方やそのご家族から、後見事務の内容や報酬の負担等に関連して、社会福祉法人の活用を要望するご意見もいただいております。このようなお声は、各家庭裁判所とも共有しているところである。今後、利用者のニーズに即した多様な後見人等の担い手を確保していく上でも、社会福祉法人を含む法人の育成と活用は重要なポイントと認識しているところである。

令和2年1月から12月までの1年間における法人の活用状況を見ると、親族以外が後見人等に選任された事案のうち、法人が後見人等に選任された事案は約12%である。このうち社会福祉協議会が約5%を占めており、それ以外の法人の選任は約7%

にとどまっている。地域によっては社会福祉協議会以外に後見人等を受任することができる法人が少ないという声もあることから、まずは担い手となり得る法人の育成を推進することが重要であると考えられる。

(2) 家庭裁判所における取組

法人後見の担い手の育成・活用に向けた体制整備に向けて、家庭裁判所においても、地方自治体との連携と協力を始めている。例えば、法人後見を担う社会福祉法人の養成に向けて、地方自治体との間で研修カリキュラム等について検討のための打合せを定期的に行ったり、法人の担当職員を対象とする勉強会において家庭裁判所の職員が講師を務めたりしている。

また、家庭裁判所において、法人の活用を図るため、選任実績のない法人を新たに後見人等に選任する際の家庭裁判所における検討プロセスを整理し、円滑に法人を選任するための態勢を整えた例もある。

さらに、後見関係事件を担当する全国の裁判官や担当職員が参加する協議会でも、法人後見の担い手の育成や活用の推進について、話題事項の一つとして取り上げ、各家庭裁判所の取組例について情報提供するとともに、問題意識の共有を図っているところである。

法人後見の育成・活用に向けた取組も、まだ一部の地域にとどまるように思われるが、今後、全国的に法人後見の担い手の育成と積極的な活用が進むよう、家庭裁判所としても、地方自治体等の関係機関と連携し、できる限りの協力を行っていきたいと考えているので、是非遠慮なく各家庭裁判所に相談や協力依頼を行っていただければと考える。

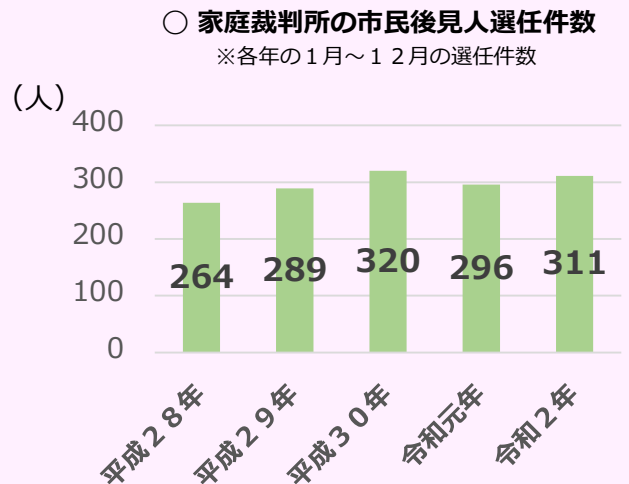
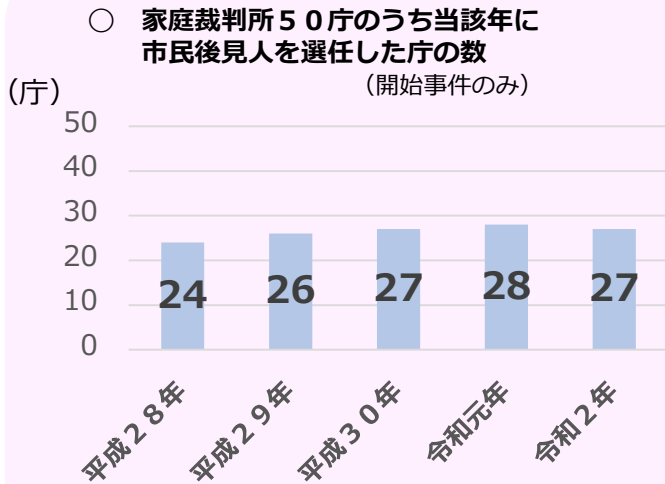
4 家庭裁判所と関係機関との連携について

家庭裁判所は、市民後見人や法人後見の担い手の育成・活用という分野に限らず、制度・運用の改善に向けて、地方自治体や中核機関、専門職団体等の関係機関との連携を更に強化し、成年後見制度のあるべき将来像について共通のイメージを持ちながら、その実現に向けて今後も取組を進めていく必要があると考えている。

司法機関である家庭裁判所は、受理した事件について適切かつ迅速に審理判断することが本来的な役割であることから、関係機関との連携や協力は必ずしも得意分野とはいえ、そのために、主観的には連携を図っているつもりでも、関係機関にとっては一方通行の説明や「敷居の高さ」を感じさせるような対応となってしまっている場合があるかもしれない。

後見等事件をはじめ家庭裁判所が扱っている事件の性質・特徴からすれば、家庭裁判所にとって、地方自治体を含む地域社会は、司法機関としての本来的な役割をより良く果たしていくための重要なパートナーである。地方自治体等の関係機関の立場や状況に配慮しつつ、率直かつ建設的な意見交換を行うことができる関係の構築を目指して、密に連携・協力しながら、引き続き取組を進めていきたいと考えているので、お気づきの点があればぜひ遠慮なく伝えていただきたい。

現状と課題



市民後見人の選任実績は平成28年以降横ばいの状況
家庭裁判所において市民後見人を十分に活用できているとは言い難い



市民後見人の活用の推進に向けて
地方自治体と家庭裁判所との連携と情報共有を図るため
率直な意見交換の場を持つことが必要不可欠

家庭裁判所における取組例

- 市民後見人に対する地方自治体における支援体制の整備に向けた地方自治体との連携**
 市民後見人養成講座修了後のフォローアップ研修や市民後見人からの日常的な相談対応など、
市民後見人に対する地方自治体の支援体制について家庭裁判所と地方自治体との間で意見交換
 を行い、**必要な体制整備**の上で市民後見人の選任を開始
- 専門職後見人から市民後見人への円滑な引き継ぎを可能とする仕組みづくり**
 既に専門職後見人が選任されている事案について、後見事務上の特定の課題が解決する等、
 市民後見人の選任に適した状態となった場合に、**専門職後見人から市民後見人への円滑な引き継ぎを可能とするための関係機関の連携の仕組みについて意見交換**を重ね、運用を開始
- 各家庭裁判所における取組についての情報共有**
 後見関係事件を担当する全国の裁判官や担当職員が参加する協議会において、市民後見人の活
 用の推進について繰り返し話題事項として取り上げ、各家庭裁判所における取組について**情報共有**

各地域における課題の分析
関係機関との**積極的な意見交換**

市民後見人の育成や活用イメージについて
関係機関等の中で**情報と認識の共有**を図り
市民後見人の活用につなげていく

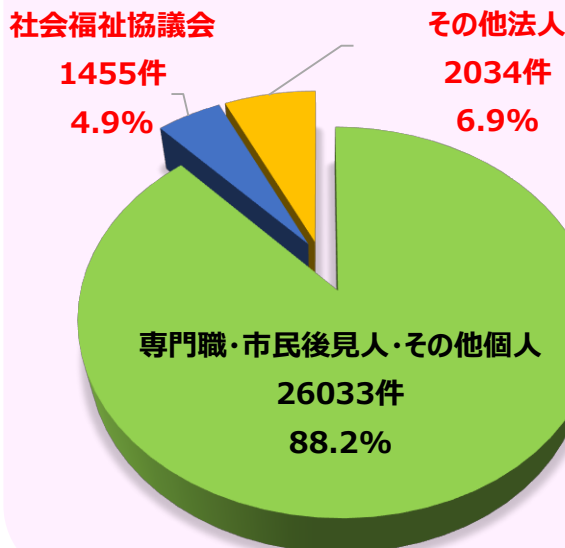
現状と課題

「法人後見の担い手の育成が推進されるよう、…法人後見の取組に関する周知・啓発等の働きかけを推進していく必要がある。」

「法人後見については、…比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者の制度利用や、困難な課題を抱えるケースへの対応などの観点から推進していくことが望まれる。」

(成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書 14頁)

親族以外の後見人等に占める法人の割合



知的障害者の方やそのご家族から、**社会福祉法人の活用**を要望するご意見もいただいている

親族以外の後見人等のうち**法人は約12%**
このうち**社会福祉協議会が約5%**を占める



社会福祉協議会以外の法人の活用が課題

「成年後見関係事件の概況」より抜粋
(令和2年1月から令和2年12月まで)

家庭裁判所における取組例

■ 法人後見の担い手の養成に向けた研修カリキュラム等の検討や勉強会への参加

- ・ 社会福祉法人の養成に向けて、地方自治体との間で研修カリキュラム等について検討するための**打合せを定期的に実施**
- ・ 法人の担当職員を対象とする**勉強会**に家庭裁判所の職員が**講師として参加**

■ 選任実績のない法人を新たに後見人に選任するための態勢整備

- ・ 選任実績のない法人を新たに後見人等に選任する際の家庭裁判所における検討プロセスの整理
→ **円滑に法人を後見人等に選任するための態勢を整備**

■ 各家庭裁判所における取組例の情報や問題意識の共有

- ・ 法人の活用について後見関係事件を担当する全国の裁判官や担当職員が参加する協議会で話題事項として取り上げ、各家裁における取組例について**情報提供し問題意識を共有**

法人後見の育成・活用に向けた取組はまだ一部の地域にとどまる



全国的に法人後見の担い手の育成と積極的な活用が進むよう
率直かつ建設的な意見交換を行うことのできる関係構築を目指して
関係機関等と密に連携・協力を行う